

第二十七回国 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十三年十一月十一日(月曜日)午後一時二十六分開会

委員の異動

十一月六日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として左藤義詮君を議長において指名した。
十一月七日委員左藤義詮君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 豊田 雅孝君
理事 西川 甚五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮 武太夫君
塩見 俊二君
山本 米治君
増原 恵吉君
吉米 地英俊君
宮澤 喜一君
栗山 良夫君
小林 孝平君
椿 繁夫君
野澤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
平岡 忠次郎君
政府委員 大蔵 政務次官 白井 勇君

衆議院議員

平岡 忠次郎君

政府委員

大蔵 政務次官 白井 勇君

大蔵省主税局長 原 純夫君
大蔵省銀行局長 酒井 俊彦君
大蔵省為替局長 石田 正君
事務局制
常任委員 木村 常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○昭和三十三年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院送付)、予備審査
○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○福島県に国立たばこ試験場設置の請願(第一四号)
○必需食品原料塩の販売価格引下げに関する請願(第一五号)
○酒税引下げに関する請願(第一九七号)

○塩取引価格引下げ中止等に関する請願(第三〇七号)
○たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(第三二七八号)
○日本不動産銀行拡充強化に関する請願(第四七九号)

○委員長(豊田雅孝君) これより委員會を開きます。

まず、昭和三十三年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたし、発議者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(平岡忠次郎君) ただいま議題となりました昭和三十三年の年

末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、その趣旨と内容について御説明申し上げます。

わが国の家庭生活の習慣は、冬季におきましては各種経費のかさむ事情にあり、特に年末、年始にはこの点著しいのでありまして、これを考慮され年末手当が支給されておりますが、いろいろの事情から十分な金額が支給されておられません。他方従来勤労者の税負担率が重いという声はちまたに満ちあふれ、その軽減の必要あることは今さら申すまでもないことと存じます。

そのため、全日本の給与所得者は声を大にして、年末手当の実質的向上を叫び続けて参りました。すでに今日まで数回にわたってこの種法案が提案されて参りましたが、種々の事情によりまして今日まで保留されて参りました。従って今回は、各方面の期待はきわめて強いものでございまして、各位にこの点について深甚なる考慮をわすらわしたく提案をするものでござい

ます。この法律の目的は、年末賞与ないし賃金等の給与所得のうち、せめて五千円までは免税にして、これらの人々の生活を幾らかでも潤したいというものでござい

ます。この法律案により推算される減取額は、おおむね六十億円程度と存じます。この程度の措置は、政府において何らかの措置を講じ得られるものと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 本案の質疑は次回に譲ります。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を行います。

○平林剛君 この輸出所得の特別控除制度は、昭和二十八年に創設されたもので、御説明がございましたが、提案理由にありまして、輸出の振興をはかる措置だと聞いたのでありますが、創設されてから今日まで、提案の趣旨が具体的にどういふ理由通りに生かされているか、それぞれの理由通りに生かされているか、それについてどういふ理由で、今後とも考えられていふか、その趣旨が、果して具体的にそれが説明できるかどうか、そのいふことにつきましてこの機会に御説明を願っておきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 非常にむずかしい問題であります。同時に非常に大事なポイントであると思ひます。この点につきましては、十一月六日付の提出資料として「最近における輸出の状況と輸出所得の特別控除の沿革」といふ表がございまして、それをござらんになりましてお聞きいただきたいと思ひます。

結論として申し上げますれば、ただいまの点は非常に確認がむずかしいということなのであります。ただ、確かに効果はあるはずだ、最近二十八年以来の輸出、これは御案内のように二十八年

から九年にかけまして経済健全化政策を施し、それがちょうど世界景気の顕著な上向きの時期に當つておつたというところもあつて、輸出は非常に伸びておるといふような状態でありました。その間にもちろんこの特別措置の影響があつたと思つておられます。数字的にはなかなかむずかしいが、全体としては輸出は相当よく伸びておるといふことであります。この表は左に各年度の輸出の状況と輸出金額を出しまして、その右に輸出所得の特別控除制度をどういふふうにあんばいしたかということを書いて、その一番右に減取額といふものを書いてございまして、ごらん

の通り、これを創設しました二十八年年度、これは対前年一〇七、この時期は御記憶の通り、朝鮮動乱後の国内のいわばインフレーション的な趣向によつて非常に国内的競争条件が悪くなつたという時期で、やはりそのおとりが

続いておつた二十八年八月にこの制度を創設して、いろいろ努力した、もちろんそれだけの原因ではなくして、やはり私どもも輸出の伸びます根本はあまりに国内がインフレ的にならないように、やはり国内では非常に健全な政策が続いて、業者も、国内に供給すればもうかる、輸出してもうからぬといふような事態があつたのでは、これはいつまでも輸出は伸びないわけ

ありますから、二十八年から九年にかけて伸びましたのは、この措置の影響もあると思ひますし、同時に一兆円予

算

算

算

算

算

算

算

算

算を中心とする堅実な財政金融政策というものが何よりも大きくものをいっていると思いますが、とにかくその翌年、二十九年度には対前年一二九%と大きく伸びております。三十年度は対前年度一三三%というふうに伸びております。この間、昭和三十年の夏に所得基準の控除限度を従来の五割から八割に上げるということをしていたしました。自後、三十一年度は対前年度一一九%、三十二年度は見込みでありますが一一三、三十三年度も見込みで一、二というふうな数字になっております。これらの中からお話しを願います。これらの中には、これ以上こまかい分析というものはいろいろ研究すべき面はあると思いますが、やはり相対して効果はあるものであろうか。何と云っても、輸出が日本経済にとつて非常に大きな重要性を持つという現在であつてみれば、この制度が必要でありかつ、今回のような緊急の事態になつてくると、それをさらに一そう伸ばしたいというふうな事になつた次第であります。

○平林剛君 この輸出所得の特別控除制度の効果を具体的に確認をすることが大へん困難であるという事は私もわかるのでありますけれども、とにかく、このような措置というものは、今回の改正を含めまして、百億円に達する租税特別措置法の中でも大へん大きな部分になるわけでありまして、今お話しになりました輸出状況というのは、これは各般の対策あるいは輸出振興のためのいろいろの努力が重なつての結論でありまして、特別控除制度による効果だとは断定しがたい。このように大きくならしましたならば、私はやはり政府の方でもこの租税特別措置によつて具体的にこうなりましたというものを国民に示さないといけません。段階になつていくんじゃないだろうか。その点、私は政府の研究というものはおこなっているんじゃないだろうか、今御説明の中にありましたように、もっと研究をすれば、何かこれを確認するようなものができるんじゃないだろうか、こう思うんです。私も専門的にはよくわかりませんが、しかし何かあるはずだ、また、それがなければ、政治的な抽象的スローガンでは理解できません。大多数の国民を納得させることがだんだん困難になる、こう思います。今日まで何か、私が指摘をしましたような趣旨のことについて、御研究なされたことがあるのでしょうか。

○政府委員(原純夫君) この特別措置だけじゃなくて、いろんな特別措置について、その効果と、措置により失われる財源というものとを比較は、いろいろ問題が多い事項がほかにもたくさんあるのでございますが、本件につきましていろいろ研究はしなければいかぬという気持は持たしますが、結局、私も最終的にこの特別措置で幾ら輸出が伸びるといふことは突きとめようがないと思つております。多分、何と云つても、直感的な制度だ、言葉はちよつと難でございますが、そういうふうな感じで見えております。今後大いに研究したいと思つておりますが、なかなか数字的に突きつめる満足な方法はむずかしいのじゃなからうか。で、若干お話し趣旨とされるかもしれないけれども、実はこの制度が輸出の所得を控除するから輸出がどれだけ条件がよくなくなつて、そして輸出が伸びるといふ見方もあります。しかし、私もこれが輸出する条件がよくなるというふうなことも、むしろ輸出商社や何かの力を強くするところの重点がある。これは例のガットの規定の問題で、これはもう平林委員御存じの通りで、そういう角度の問題とも関連するわけでありますが、そういう意味で、これが商社なりあるいは輸出のメーカーの力を強くする面では、こういう問題があるわけですから、せつかく輸出所得控除をして、税金が年々今までも七十億、八十億軽減されておる。それが全然社外に配当で出ていつてしまつていくことになる、なるほど輸出会社の景気はよくなる、ということにはなりませんけれども、あつたはそれまでだといふことになつてしまふ。私もやつぱりこれはその相当額を社内留保して、将来貿易上のパニックが起つたといふような場合に耐え得るとか、あるいはその他いろいろ輸出の伸びるようなふうなことが力になつていくといふことが重点の辺はこれ後ほど御質問を何うべき事項であつたかもしませんが、私も今回特にその点を申し上げて、関係省とも、法律に規定するのは技術的に困難だけれども、その通りだから行政上せひそう指導しようといふふうな言つてもらつておきます。この辺は、將來にわたつてこの制度をみます場合に、それじゃ、あの留保の点はどうなつていくかといふようなことは、数字的に今後どういふ目で確かめれば、ある程度確かめられるという点ができる。その辺に、私もその努力の若干が

出ている点を付言して、御了解いただければ、大へん仕合せだと思つております。○平林剛君 だから私は、この輸出所得の特免措置を受ける対象を、もう少し聞いてから指摘すると、もう少しわかりかと思つておられると、ある程度は輸出商社であるとか、メーカーの大きなところをピックアップして、具体的にそれがどういふふうな生かされていくのかいふことを、こまかい表に示してわれわれに御説明をされれば、なるほどいろいろに生かされているかといふことを納得できるわけですね。私は、そういうものでも提出をしてもらふことを期待しておつたわけですね。なかなかつかみにくいと思つておられる、抽象的でなく、具体的に、どこの会社ではこんなふうなやつていたという経過報告をさせるには必要があるんじゃないだろうか、百億ぐらいにもなりますとね、やはり政府は、その程度の調査をし、その結論を議会に報告しないと、輸出振興のために、かなり相当程度の対策になつていくことが、あまり無責任過ぎるんじゃないか、私はこういうふうな考へておられるわけですね。

○政府委員(原純夫君) まことにどうも具体的な御質問で、私も、実は具体的な商社なり、あるいはメーカーなりが、どういふ所得控除、従つて税額の軽減を受けているか、それが留保にどうつながつているかといふことは、鋭意できるだけの調べはいたしました。ただ何分、今までは留保の問題がより強くなつて来たといふために、他の一般の、たとえば卸売業といふよりなものに比べて、まあ、留保が特に多いといふことはあります。あまり多くないといふ見方もあります。その辺の調べは、ある程度いたしたつもりであります。そこで次のお尋ねの、この恩典を受ける会社の数であります、これは商社の数、これは全体で約三千といふふうな数字であります。そこで具体的な会社の例で、御質問でございますが、会社の名前は例の関係がございまして、ある会社、輸出商社といふので、大きな商社であります、これについて申し上げます、三期ばかり調べてございまして、最近のこの三期について申し上げます、当期の純益が約五億円でございまして、五億になつたについては、輸出所得の控除とほかの増資配当免税といふようなものがあります、それがなかつたならば、かかるといふ税金が三千二百万円ばかり、その中で輸出所得関係が約二千二百万の税金が免税されて、簡単に四割をかけたならば二億の法人税になる。外書に三千二百万であるから、二億三千二百万、そのうち三千二百万落ちてくる。そうすると一割四分ぐらいの軽

減になっているというよりな、これはごく一つの例であります、そういうことになりませう。

○平林剛君 今おあげになった例は、輸出商社の中で、特に恩典を受ける割合が大きい方の例ですか。それともどの辺に当るものですか。

○政府委員(原純夫君) それは割合大きい方の例でございます。この際その数字をお読みいただくにお考え願わなければいけませんのは、輸出だけをやっていられる商社というのはいくらもありません。輸出もやり輸入もやる。国内取引もやる。輸出より輸入の方がもうかるというところから、輸入はうんとやりたがるわけでございます。ですから総体でも輸入の方が多うございませうし、会社によって輸出、輸入のバランスが、通常でも輸入の方が特に多いというふうな場合があります。それに貿易と国内取引ですね、まあ輸入の方が国内取引よりももうかるというのが多いと思ひますが、輸出は国内取引よりもうからない。特に最近のようなブームになつてきまして、国内に右から左でいい値で売れるのに出すてはないというので、国内取引がやはり多いのです。ですから総取引金額の中で、輸出取引の占める金額がずっと少いということがなるわけでありませう。そういうことがあるわけですので、その辺も御考慮になつて、数字は御判断願ひたいと思ひます。

○平林剛君 急にでなくてけつこうです。適当な機会に、その輸出振興のためにとられている免税措置です、今お話になつた商社三千全部でなくともけつこうですから、大きなところは大体どのくらいの恩典を受けてい

るのかということ、名前は全部具体的にいれなくても、AでもBでもしたしをつけて、資料として作つてみていただけませんか。そのときに私の希望は、先ほど申し上げたように、企業内留保がどういふふうになつたか、あるいは商品のコストがどういふふうになつたかというところがわかりませう。そういうこともつけ加えたものにしてほしい、別にこのワケはつけませんから御研究を願ひたい。

そこでもう一つお尋ねをいたしますが、免税をされた額が、本来の輸出振興に役立つのかどうかということ、それは、そういう個々の調査がないといふと、答えてくだらうと思ひますけれども、今回特に免税をされた額が企業内に留保して、輸出の増強に役立つようにする、政府はおっしゃつておられる。これはおそろく衆議院でも問題になつたと思ひます。これについて一政府としてどの程度責任を持てるか、一つの案としては、法律に明記しておいて、そして免税をされた二十四億円の使途については厳格に輸出振興のために役立たなければいかぬ、これを自分のもうけにするだけでは、他の国民の犠牲において一部の商社に利益をもたらすだけでありませうから、そういう意味で法律に明記しようという議論もありました。衆議院を無修正のまま通過したとすれば、それで何らかの結論があつたものと思ひます。政府はもう少し程度これをわれわれに保証してもらへるか、責任をもつてこれは輸出増大のために役立たせるように約束のことがございませう。

○政府委員(原純夫君) 最初のお話の資料につきましてではできるだけ努力をして御提出いたします。

それからこの留保させる点につきましては、政府部内におきましてはつきりと閣議の決定をもつて、そういうふうな措置をするといふことにいたしておきます。ただし、先ほど相当額を私は申し上げましたが、全然全部をまるまる留保しろというの場合によつては当然の場合がある。といひますのは、やはり配当することによつて自己資本の充実に資するような場合には、やはりある程度配当はさせなければいかぬだらうといふふうに思ひます。そこで相当部分は留保されているといふことについて、法律的にはなかなか技術的にむずかしいので書き切れない、しかし行政的にはやろうといふことで、所管省に引き受けてもらつておるわけでありませう。ただしこれが実際にどの程度できるか、引き受けられぬかといふことにつきましては、なかなか具体的な細目基準といひませう、もう少し具体的なもので設けての研究もまだ十分行きたつておりませう。

○平林剛君 次にお尋ねをすること、輸出免税の特例を、この法律によりませうと、八月にさかのぼつて適用するに過去のもも輸出増大に役立つところが有り得るかといふ一つの疑問が出てくるわけでありませう。もちろん各商社が十月に税の申告をして、徴税までこの法律に当る部分だけが返つて参りますといふと、それだけ今後の取引あるいは輸出等について勇気が出てあるいはその他活用することができて輸出の増大に役立つという理論はないことはないと思ひます。しかしその場合は、その部分については、結局私に言わせると、補助金を交付させる変形的なものになるのじゃないだらうか、これはこの輸出免税そのものが税の形から言つて変則的なことではありませうけれども、そういう性格が一そう濃くなつてくるような感じがするわけですね。なぜ八月にさかのぼつて実施しなければならぬのかといふこともなかなか理解がしにくいですね。この点は何か特別な事情があるのですか。

○政府委員(原純夫君) その点につきましても御記憶の通り春四月、五月といふころに国際収支の逆調化といふのが非常に全面に出で参りました。政府としても非常に苦慮いたしました。何にか手を打たなければいかんといふので、御案内の国際収支改善緊急対策といふのが六月十九日に閣議決定をしております。そしていろいろの引き締めをやる、しかし一番最後の何といひますか、隘路といひませうか、困つた点は、国際収支が当時のなによつて、日本の自由に使へる外貨が、全然ゼロになつてしまひやせぬかといふよりな

状態であつたわけですから、従つていろいろの引き締めもやる、それからあらゆる手を尽して輸出を伸ばさうといふことで考えまして、そういう空気の中でこの問題が取り上げられていられるわけです。従ひまして私ども特別措置としてはいつとも慎重でなければいかんといふふうに思つておるのですが、やはりこういう際でありませうから、一日も早くそれが実施されてしかも輸出に効果があるようにといふことを考えるわけでありませう。それで所管の通産省とも御相談いたしました際に、これをいつか税額が実際に留保になるといふようなものは先であるにしろ、やはり相当の励みになるだらうといふことから、七月たしか末日近かつたと思ひますが、政府部内関係閣僚の会議で、本件を具体的にきまされた際に、それじゃ世間にもそれを訴えて、一つそれじゃ輸出してくれといふことを申さうじゃやないかといふことになつたわけですね。七月のほほほほ日になつたわけですね。七月のほほほほ日になつたわけですね。七月のほほほほ日になつたわけですね。

○政府委員(原純夫君) その点につきましても御記憶の通り春四月、五月といふころに国際収支の逆調化といふのが非常に全面に出で参りました。政府としても非常に苦慮いたしました。何にか手を打たなければいかんといふので、御案内の国際収支改善緊急対策といふのが六月十九日に閣議決定をしております。そしていろいろの引き締めをやる、しかし一番最後の何といひますか、隘路といひませうか、困つた点は、国際収支が当時のなによつて、日本の自由に使へる外貨が、全然ゼロになつてしまひやせぬかといふよりな

○平林剛君 次にお尋ねをすること、輸出免税の特例を、この法律によりませうと、八月にさかのぼつて適用するに過去のもも輸出増大に役立つところが有り得るかといふ一つの疑問が出てくるわけでありませう。もちろん各商社が十月に税の申告をして、徴税までこの法律に当る部分だけが返つて参りますといふと、それだけ今後の取引あるいは輸出等について勇気が出てあるいはその他活用することができて輸出の増大に役立つという理論はないことはないと思ひます。しかしその場合は、その部分については、結局私に言わせると、補助金を交付させる変形的なものになるのじゃないだらうか、これはこの輸出免税そのものが税の形から言つて変則的なことではありませうけれども、そういう性格が一そう濃くなつてくるような感じがするわけですね。なぜ八月にさかのぼつて実施しなければならぬのかといふこともなかなか理解がしにくいですね。この点は何か特別な事情があるのですか。

○政府委員(原純夫君) その点につきましても御記憶の通り春四月、五月といふころに国際収支の逆調化といふのが非常に全面に出で参りました。政府としても非常に苦慮いたしました。何にか手を打たなければいかんといふので、御案内の国際収支改善緊急対策といふのが六月十九日に閣議決定をしております。そしていろいろの引き締めをやる、しかし一番最後の何といひますか、隘路といひませうか、困つた点は、国際収支が当時のなによつて、日本の自由に使へる外貨が、全然ゼロになつてしまひやせぬかといふよりな

状態であつたわけですから、従つていろいろの引き締めもやる、それからあらゆる手を尽して輸出を伸ばさうといふことで考えまして、そういう空気の中でこの問題が取り上げられていられるわけです。従ひまして私ども特別措置としてはいつとも慎重でなければいかんといふふうに思つておるのですが、やはりこういう際でありませうから、一日も早くそれが実施されてしかも輸出に効果があるようにといふことを考えるわけでありませう。それで所管の通産省とも御相談いたしました際に、これをいつか税額が実際に留保になるといふようなものは先であるにしろ、やはり相当の励みになるだらうといふことから、七月たしか末日近かつたと思ひますが、政府部内関係閣僚の会議で、本件を具体的にきまされた際に、それじゃ世間にもそれを訴えて、一つそれじゃ輸出してくれといふことを申さうじゃやないかといふことになつたわけですね。七月のほほほほ日になつたわけですね。七月のほほほほ日になつたわけですね。七月のほほほほ日になつたわけですね。

○政府委員(原純夫君) その点につきましても御記憶の通り春四月、五月といふころに国際収支の逆調化といふのが非常に全面に出で参りました。政府としても非常に苦慮いたしました。何にか手を打たなければいかんといふので、御案内の国際収支改善緊急対策といふのが六月十九日に閣議決定をしております。そしていろいろの引き締めをやる、しかし一番最後の何といひますか、隘路といひませうか、困つた点は、国際収支が当時のなによつて、日本の自由に使へる外貨が、全然ゼロになつてしまひやせぬかといふよりな

○平林剛君 次にお尋ねをすること、輸出免税の特例を、この法律によりませうと、八月にさかのぼつて適用するに過去のもも輸出増大に役立つところが有り得るかといふ一つの疑問が出てくるわけでありませう。もちろん各商社が十月に税の申告をして、徴税までこの法律に当る部分だけが返つて参りますといふと、それだけ今後の取引あるいは輸出等について勇気が出てあるいはその他活用することができて輸出の増大に役立つという理論はないことはないと思ひます。しかしその場合は、その部分については、結局私に言わせると、補助金を交付させる変形的なものになるのじゃないだらうか、これはこの輸出免税そのものが税の形から言つて変則的なことではありませうけれども、そういう性格が一そう濃くなつてくるような感じがするわけですね。なぜ八月にさかのぼつて実施しなければならぬのかといふこともなかなか理解がしにくいですね。この点は何か特別な事情があるのですか。

○政府委員(原純夫君) その点につきましても御記憶の通り春四月、五月といふころに国際収支の逆調化といふのが非常に全面に出で参りました。政府としても非常に苦慮いたしました。何にか手を打たなければいかんといふので、御案内の国際収支改善緊急対策といふのが六月十九日に閣議決定をしております。そしていろいろの引き締めをやる、しかし一番最後の何といひますか、隘路といひませうか、困つた点は、国際収支が当時のなによつて、日本の自由に使へる外貨が、全然ゼロになつてしまひやせぬかといふよりな

大蔵委員長には、上りまして、こういふ次第でやりたいと思つて、今御了解を得るといふことはできないと思つて、お耳に入れて一つ将来よろしくというふうにお願ひした。それ以上のことまで考えるべきであつたかも知れませんが、ちよつとそれ以上の手はなかつたので、そういう気持ちでやつたわけでございます。大へん行き過ぎのようにお考えでありましたら、そういう事情であるということでお許しをいただきたいと思つておられます。

○平林剛君 私はいろいろ経過があつたかも知れませんが、その点は今回の法律にも、裏の語であつて、国会に対して今税法上の立場でこのよふな法律が出されるという事は政府の手落ちであるし、また越権だと思つて、税法上の取り扱ひとして、私も大蔵委員会でもいろいろな税法を讀みましたけれども、あまりさかのぼつてこゝろ取り扱ひをするという例は聞かなかつたように思つておられます。何かございませうか、ほかにさかのぼつて税の措置をとつたんで、今回もこれが認められることになりまして、輸出振興という緊急性があつて、政府が手を打つたあとで、国会で税法上いろいろ議論があつても、こゝろいふにしてくれといふことの前提になると思つて、これは従来の税の取り扱ひから見まして、まことに變つたやり方であるし、いい方法だとは言えません。私の記憶では、従来このよふな措置はなかつたように思つておられますが、あなた税の専門家でありまして、私の知らないことがあるかも知れません。何かあつたら示していただきたい。

○政府委員(原純夫君) おつしやる通り非常に異例なことでありまして、これに類することではこゝろいふもの、遡及したというのには私も記憶がございません。先般二十六国会で新築家屋の登録税の問題は、これは年末に切れるというのを延ばす、これはありましたが、これとは若干違ふ。それから他の例で言いますれば、所得税の減税をいたしますのに、所得税は確定申告まで最後の措置をする余地がありますから、秋の臨時国会あるいは通常国会の初めにそれを願ひするよりよふなことをやつた例がございませうが、こゝろいふにこれに類することは私の記憶ではございません。

○平林剛君 この点はあとに問題があるといふことを指摘しておきまして、次の質問を行います、この法律の提案説明に、この措置は臨時の輸出振興措置であるといふたれておるのであります。これは輸出振興について税だけに頼る商社もありませんし、またこのことだけで輸出振興なしと考える人もないと思つておられます。往々にしてこのよふな措置が行われますと、これに甘えて本来の輸出振興の努力といふものを怠るか、あるいはそちらの努力が軽んぜられるといふことにならないとも限らない。そしてまたいろいろな特別措置が常にそんであるように、もしこれをこの法律に書いてありますように、昭和三十四年十二月三十一日になつたときに、いやこれは既得権で、これをとりとれると、輸出振興が非常に阻害されるというよふな名目を立てて、必ず反対運動が起きるもんですね。私は結局これは政府の提案説明では臨時の輸出振興措置と、

こゝろつたつてあるけれども、あくまでも臨時の輸出振興措置として国会にお願いしておるのであるかどうか、將來これを廃止するといふよふなときには、ちゃんとそゝることも勘定に入れて、昭和三十四年十二月三十一日までのものと、こゝろいふに提案をされているのか、その考えをお聞きしたい。これはあなたでは少し重荷かも知れませんが、ぜひその点について私どもにはつきり言つておいてもらいたい。

○政府委員(原純夫君) 特別措置といふのは特定の事業なり、あるいは特定の種類の活動を奨励したり、力をつけたりといふことをやりますために、税負担の公平といふことは一応犠牲にしてやることでありますから、その公平の要求と政策的な要求と相互のバランス、マイナスを比較して結論が出る問題、これはいわゆる積進に説法でありませうが、そゝる意味で私どもはいつも税法措置全般には常に反省的な検討を加えなければならぬと思つておられます。本件につきましても、こゝろいふ意味で永久の制度とはもちろん考えていません。そこで御指摘の三十四年末までの期限になっておられます。これをそのときにおいてどうするかという問題であります。一般的にこゝろいふ措置はなるべく早く私どもも整理したいと思つておられます。参考までに、昨年行われた一般の御意見を申し上げて現われた税制調査会の審議において、特別措置にもいろいろと順位があるのだらう、もうすぐにも廃止すべきものと、むしろ現在は延ばすべきもの、あるいは中間的なものといふいろいろ

あるのだらうと思つて、という形で論議されました際にもやはり所得控除の特別措置は割合に順位がよかつたといふこともございませう。これと例の特別償却、これが割合に順位がよかつた。私どもはやはり輸出が日本経済に非常に大事だといふことは確かにその通りであります。明後年末に問題になりませう。相当単純に特別措置だから期限で切つてしまふといふことでもいけないと私は考えておられます。なお、今後、本日の冒頭いろいろお尋ねがございませうと効果との関係、この辺を十分に確かめ、検討し、そゝして輸出奨励の必要といふよふなものを勘案してきめる、で、なまぐらふよふな御返事で恐縮であります。私はやはり相当三十四年末においても簡単な廃止はむずかしいんじゃないか、相当深刻な議論が要るんじゃないかといふふう

に考えておられます。

○平林剛君 私は提案説明に臨時の輸出振興措置と、こゝろ書いてあるから、今のお答えでは満足はしません。やはりあくまでも臨時の輸出振興措置として理解をして法律案を審議するのが建明はわれわれがどう判断していいかわからぬよふな答弁、まことにいけない答弁だと思つておられます。輸出振興といふ名目だけにしておかれてしまつて、主税局長の本来の職務を放棄しちやつていける。やはり税法上の原則をあなたの方で貫いて、あくまでも臨時の措置だといふことで通してもらわななきやならぬ、どうですか。

○政府委員(原純夫君) 一般論として特別措置につきましては私はやはりそゝる腰がございませう。本件につ

いても所得理論、課税の公平理論からいいますと、非常に大きく外しているわけでありませうから、もう気持ちとしては同じよふな気持ちで私は問題を処理したいと思つておられます。ただ、ただいま申し上げましたのは、広くいろいろな方々の御意見を伺つて、なかなかそゝるよふな御意見を伺つてもあり得るといふことを申し上げたんで、必ず延ばすと申し上げているんでなし、また研究すべき点を十分に研究して、相当深刻に勉強いたしますと、こゝろ申し上げて願ひしたいと思つておられます。

○平林剛君 原さんが政治家なら今の答弁でいいと思つておられます。それはなかなかむずかしいと思つて、こゝろいふよふなことですね。しかし主税局長をおやりになつておられるんだから、やはりあなたがあつたかりして崩してしまふ。特に最近では政策が税の公平といふものを奪つておるときですから、また奪いがちなるときですから、あなたの方にはとにかく頑強に国民税負担の公平という立場から頑強つてもらわなければならぬ所管ですから、ほかの政治家が何と言つても、やはりあくまでも臨時措置だと言つて頑強つてもらいたい。そゝしてやはりさつき言つたよふな調査ができて、何人に説明しても、これの資料に基いて明瞭に輸出振興になつて、これがなければ、こゝろいふ影響がございませうといふことで、初めて議論があらばいいのであつて、私本日

の提案説明は、原主税局長はあくまでも臨時の輸出振興措置であると考えておるといふよふに理解して、もうこれ以上は申し上げませうけれども、そゝる

り建前で行ってもらいたいと要望しておきます。

○樺繁夫君 今のにちよつと関連してお尋ねをいたしますが、平林委員から御指摘になりました八月の一日にさかのぼって減税の恩典を与えようというんですが、私は輸出振興対策の一環としてという説明ではちよつと了解できないんです。そこで御説明の際に十分に伺わなかったもので、あるいは私の勉強不足からお尋ねをすることになるかもわかりませんが、それはお許しいただきたいと思ひます。

この基準輸出金額というのが、個人、法人ともに前年度の年相対額ですね。その五〇%を越えた部分について減税の恩典を与える、こういうふうな全体の説明を見ますと、了解できるのですが、それ、間違いないのでありますか。

○政府委員(原純夫君) その通りでございます。

○樺繁夫君 そろそろいたしますとですね、これは私はずっと輸出振興対策の一環にはならぬと思ひます。半年分の、半年分というのは適当じゃないと思ひますけれども、前年度の一年間の輸出実績の半分は押えて、それを越えて輸出した部分について減税措置をとるといふことは、これまでにかつてない税法上の恩典であつて、輸出振興といふことがほんとうにこの改正案のねらいであるとするれば、前年度の輸出実績の総額を上回った部分について、減税の恩典を与えるというのであれば、これは輸出振興対策という御説明で了解ができませんけれども、前年度の輸出金額を半分で押えて、これが五〇%と押えるのですから、六〇%にな

れば一〇%の部分について減税をする。これは輸出業者に対する特別恩典措置法であつて、輸出振興対策とは了解できませんね、私は。どういふことで一つ御説明になりますか、得心するようにお聞かせ下さい。

○政府委員(原純夫君) 今回の措置はおつしやる通り前年または前年度の実績の半分以上を越えれば、越えた部分について割増控除を与えるという事になつておりますが、その理由は、今回の措置が一つにはおつしやる通りの輸出の増加したものに優遇するという割増しの考え方が一つ、もう一つは、やはり輸出により増力をつけるならば、輸出はより増加するだろうという、輸出一般にならざるという考え方も一部入つております。その両方でこういふことになつたという事でございませぬ。それは若干経過的にと申しますか、くだいて申しますと、当初第一段の理論で、もう輸出増加額だけということではいけません。ところが議論をした段階がございませぬ。ところがその際、非常に反対意見が出ましたのは、増加額という、前年に非常に出るのをサポートして、国内はもう神武景気であるし、どんどん充れるのだから、出さないでいいという事で、輸出の方はすつぱかしたというところは輸出の実績が少い。しかし輸出はやはり大事だから、もう国内のなを断つて、損だけども出そうというふうなところは輸出の実績が多い。そうすると、その超過額は、前のなまけておつたところが超過額が総体的に多いじゃないか。やはりそこで前年実績のうちに努力の度合いがどのくらいであつたかということを見て、それを調節しなければ、非

常に不適當な結果になるんじゃないかという意見が強く出たのであります。これはまさにその通りで、非常に私もその気持はよくわかる。ただしそれが努力の度合いをどう見るかというのは非常にむずかしいという事で、なかなか努力の度合いということでは判定はつきにくい。そうならば、やはり前年非常に無理をしたというふうなところに非常にきつて当らぬために、やはり前年実績の、幾らか下目を押えてやれば、やはり今の不公平は残りますけれども、不公平の度合いが少くなるだろうという事を考えたわけです。その際にそれじゃ何割下目にするかという考え方もございませぬ。いろいろ議論したあげく、やはり第二段の理論、輸出の全般に利益がいくという事になつてくる。それはやはり輸出の奨励になるであらうという、若干おほかたの気持もまじえて、半分ということでも踏み切つたやうなわけで、お氣持の趣旨は十分私も同じ気持でやつたわけでありませぬ、やはりこういふ緊急の際であり、もう少し広く輸出に全般的に利益がいくという面があつてもよからうじゃないかというやうな気持も加つて、こういふことになつた次第であります。

○樺繁夫君 御説明だけではどうも私納得ができませんが、前年度の輸出実績を超過した部分について、減税の措置を講じてやろうというのであれば、これは輸出振興対策だと考えられますよ。しかしこの恩典に浴する業者は、前年度の輸出実績の半分以上を押えておつたから、輸出というものを振興するための恩典にはどうにもならぬように思ふ。ことに平林委員の発言に

関連するわけですが、三十二年の八月一日にさかのぼつて、減税措置を講じてやろうというのと思ひ合せますと、これはどうも輸出振興ということよりも、輸出業者社内蓄積というものをふやして力をつけてやろうということの方がねらいじゃないかという、どうも気がします。これははつきりその通りです。前国会に、例の租税特別措置法の、臨時税制調査会からの答申などもあつて、二百億あまり整理されましてですね、それでそのときの御説明によると、税制調査会の答申もあることであるから、こういう租税特別措置法の中の、直ちに廃止すべきもの、あるいは修正をして減税すべきもの、あるいは引き続いて存続を必要とするものというふうに、いろいろ御検討になつて整理の方向に私は向いておるものと、こういふふうにご了解しておつたのです。そろしたところが、ここでまた先ほどから伺いますやうな首尾一貫しない理屈の通らぬ話が、説明の中に現われ、しかもここに一部改正案として、さらに租税特別措置の恩典を拡大しようとする方針は、全く原さん、政府の政策とはいへ、朝令暮改です。了承できない、こんなものは、ま

ずそろい点について一つ納得ができればもろんでん得心しますがね。今までのところではちよつと了解に苦しむ。重ねて一つ租税特別措置法の各項目について税制調査会などの答申を尊重して今後の国の税収ということについてお考えになるのかどうか。

○政府委員(原純夫君) 特別措置一般につきましての態度という点からいいますればおつしやる通りの気持であります。これは政策目的のために税の公

平を犠牲にするわけでありませぬから、政策目的との比較検討を行なつて、なるべく税の公平ということが忘れられないように、特に経済がだんだん正常化すればするほど、一部の公平を害しても減免税を行つたり必要は少くなるわけでありませぬから、そろい考慮しております。これははつきり申し上げてよろしいと思ひます。

そこで本件について、それではなぜプラス・アルファをつけるかということでありませぬが、先ほど平林委員にお答へした通り、何せこの四月、五月ごろの情勢というものは、大へん残念なことでありませぬが、自由に処分し得る外貨というものは、もうゼロになつておつたかというやうな形で議論されておつたものであります。それ自身、私も私としては大へん申し訳ないのではありませんが、それに対して手打つには、一番やはり輸出が伸びること

が何と云つても大事なポイントになるというところから、そろいことをいたしたので、税制調査会における議論の中におきまして、非常にたくさんあの特別措置の中で、本件との特別償却の弾力的なあるいは拡大的な運営というところが二つ大きな頭として掲げられておつたわけでありませぬ。特別償却についてはその後そろい気持で立法もいたして、税制の措置もいたしておるわけでありませぬが、これはそろい全般的議論の中でウエイトからいへば、いわば一番優待生の部類というやうな何もございませぬが、その上に先ほど申し上げましたやうな緊急の事態というところがございますので、そろい見地から御了承をいただきたいと思ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて下さい。

○土田国太郎君 銀行局長にお伺いしたいのですが、昨年の一十億減税です。それが現段階に至るまで、四月の減税以来、その金が、皆さんの大蔵省あたりでごらんになって、その消費が堅実に推移しつづけたかどうか、むだな方面に使われていないかどうか、また貯蓄等の方にも相当回っていったかどうかということ、まず一応お聞きたいと思います。

○政府委員(酒井俊彦君) 一十億減税がどういふふうに戻っていったかという調査は、これはなかなかむずかしい調査でございます。必要でありますけれども、貨幣に、貨幣といいますが、通貨の区分がございませぬので、どういふふうなことで貯蓄がふえていったかということにはつきりつかんでおりませぬ。率直に申し上げまして、なかなかむずかしいことではございます。ただ今日までのところ、総理府の統計局で出ております家計調査から見ますと、貯蓄の方は割合に堅実に推移して居る。これは所得の増加、それから一般の景気、いろいろな要因で左右されますので、一十億の減税がそのまま相当貯蓄に回っておるかどうかが、これはそれだけを取り出して言うことはできないのであります。要するに全体として貯蓄の方は割合に安定しておるといふことが言えると思えます。

○土田国太郎君 それでお伺いしたいことは、たゞいま貯蓄も相当増加して

おるといふ御説明なんです、私が今お聞きしたいと思つて居るは、日銀の統計調査を基本としてお伺いしたいと思つて居るが、昨年の九月ごろから比べると、銀行の金融機関の預金——私の申し上げるのは全部の預金でなく、実質預金ですが——はだいぶ減つておるといふ発表をされて居る。特に銀行預金が大略四分の一くらいに減つておるといふ発表をされて居るのではありませんか、これはどういふ関係でこんなふうになつたんですか、いささか心配なんですけれども……

○政府委員(酒井俊彦君) お話の通りに、全国銀行預金をとって見ますと、実質で去年に比べて非常に減つて居ります。しかしこれを内容的に洗いますと、ふんと減つたのはいわゆる営業性預金といふんです、短期の預金でございます。これは経済界がいろいろふうに引き締めの状態になりますと、貸し出しは押えられると、その結果貸し出しに見合ふ程度の預金の歩どまりがなくなつていく。それから貸し出しができませんので、企業の方では今までのようにおいた営業性預金を使うというよりなことで、減りましたのは営業性預金がもつぱら減つておりました。貯蓄性預金と申しますと、定期預金、定期積み金、それから据置定期とか、そういうふうな全部を含めてみますと、割合に個人貯蓄と申しますか、ほんとうに貯蓄らしい貯蓄はやはり相当伸びておるといふことが言えると思つて居ります。

○土田国太郎君 いや、この日銀の発表を見ますと、今申し上げました貯蓄性預金が減つて居ると、こう申し上げざるを得ないのでありますが、

御承知のように、日銀の実質預金といふものは、一般預金から、今あなたのおつしやつたような公金預金であるとかあるいは金融機関の預金あるいは日銀代理店の預金、そういう政府の関係預金、それらのものを引いたほんとうの実質的貯蓄性のある預金のことを申し上げておるのですが、これが日銀の発表では四分の一程度に減つたといふことは大きな変化でありますから、それで銀行局にそれをお伺いしておるの、どうもあなたの説明とは逆なんです、どういふのでしよう。

○政府委員(酒井俊彦君) 私の手元にあります資料で見ます限り、四分の一くらい減つておるといふのはこれは預金全体でございます。その中を洗つてみますと、貯蓄性の長期の預金は相当伸びておるといふ結果になつております。どういふ資料でお尋ねでございますか。私もちよつとその資料を持つておりませぬので……

○土田国太郎君 日銀の統計局の調査ですな、今お手元になければ、後日お調べ下すつてもけっこうだと思つて居ます。ただあまりにも減り方が激しいから申し上げてお聞きしたいと思つたのです……

銀行代理店預金、政府関係預り金あるいは小切手、手形、現金相当額を除いたものとありますが、これに、たとえば当座預金と通知預金がございまして、そういうものはみな入つておりました。減つた原因は、当座が減つたとか通知預金が減つたとか、そういう営業性預金が減つて、結局こういふ姿になつておるのだと思つて居ります。

○土田国太郎君 正味のものが、そのあなたのおつしやるのと日銀の発表とはだいぶ食い違ひがあるわけですが、これもどういふのでしよう。僕には、はつきりしないのですが、それで、これもあなたの方でお調べ下されればわかると思つて居るのですが、どういふ逆なんです、ね。そこでお伺いしたいことは、預金の、これはあなたの方から出た資料で申し上げますよ、「最近における預貯金残高の推移」といふ資料の下の方に、「全国銀行の法人・個人別の預金残高の推移」としてあります。そうして法人の分を見ますと、下の方にあります、三十二年を見ますと、この三月を一〇〇とした場合に、九月は出ておりませぬが、六月は九三に法人の預金が減つておりました。それから個人の方の三十二年を見ますと、三月の一〇〇に対して六月は一〇九・四といふふうなふえて居るわけですね。それから次を見まして、貯蓄性預金、これを見ますと、三十二年の三月をやはり一〇〇としたもの、すなわち法人の下の方を見ますと一〇一、こゝろいふふうになつておりました。隣の個人を見ますと一〇八、こゝろいふふうになつて、八・七といふふうになつて、法人と個人一般預金あるいは貯蓄性預金も非常に法人が伸びが悪い、こゝろいふこと

がこれに現実に出ているわけですね。これはあなたの方の資料ですから、その通りに私も拝見して居るのですが、これは間違ひありませんか。これでよろしいですか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは間違ひございません。ただちよつと補足させていただきます。貯蓄性預金といふ方の、下の右の欄でございますが、これは預金の種類別にこゝろいふふうな区別をいたしましたのは、たとえ法人におきましても三ヶ月程度の定期を相当持っているところもございましたが、そういうものを途中で解約して事業資金に使う、あるいはこれを担保にする、いろいろなことがありまして、法人の方は割合に減つて居る。個人の方は大体順調に推移して居る、こゝろいふふうに見られるわけでございます。

○土田国太郎君 そういふことで、個人の方がその場合はいいといふふうに見て差しつかえないわけですね。そこでもう一つ申し上げてみたいことは、生命保険の掛金、契約ですか、昨年の倍くらいに上つておりました、これも日銀の発表です。昨年の倍くらいに上つて居る、これはどういふところから来たんでしようか。こゝろいふ約倍にも生命保険が増加されて居るの、は。

○政府委員(酒井俊彦君) 今、手元にちよつと保険の資料を持って居りますが、おつしやるように最近非常に多いのであります。これは戦後非常に貨幣価値の変動がありまして、生命保険といふものに対する国民のなじみと、いふますか、関心といふますか、これが薄かつたわけでありまして、その後、各保険会社において非常に努力を

いたしました結果、また通貨の価値もだんだん安定して参りました。こういふ落ちついた時世になりましたのでふえてきたのではないかと、というふうには私は考へておられます。

○土田国太郎君 私が申し上げることは、多少意見におとりになるかもしれませんが、私が見ますところでは、そういう局長の御説明も多分にあるかもしれませんが、そのほかに、一番私は重要なものは、生命保険の加入について減免税の恩恵に浴することこの四月からなっておりますね。そういう意味合いが多分にあつてこゝろ膨大な増加を来たしたのではないかと、ということが考へられ得るのですが、そういうように、非常に政府の政策によつてプラスになりましたりマイナスになつたりするということも、ここに見られる。そこで銀行の減つたことはどうなんでしょう。あなたの説明も一応はあるでありますが、こゝろを耳にしているのですが、最近、市銀の貸し出しが非常に嚴重になりましたために、大企業が市中銀行に資金の融通を断られるがために、地方銀行に融資の申し入れが殺到している。こゝろを話を聞くのです。特に地方に、支店あるいは工場所在地である地銀からの借り入れは非常に増している。それに対しては、また市銀が保証の立場に立つて地方銀行から当該工場に融資もさせているというふうなことで、そういうふうな関連がございまして、銀行の預金というものがあなたの説明以外に私は減つていないか、というこゝろを聞くのであります。これが事実とすれば銀行は私はけしからぬと思つております。大蔵省やあるいは日

銀窓口のあの指導方針の裏面街道をいつて、そして大企業に資金を供給し、そして中小企業の方はほとんど断つてしまふというふうなことで、せつかく今度の国会召集の本意に非常に違反するやうな結果になるのであります。どうですか、銀行局ではもう少し銀行をうまく指導して、国策に順応させ得ることはできないものですか、どうですか。それを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 第一番目の、保険料の控除が四月から限度が上りましたので、それで保険の払い込みが大きくなつたのではないかと、御意見でございしますが、あるいはそういうこともあつたかと思ひます。ただ、どちらの原因でどういふふうになつたか。保険会社の方の努力、あるいは一般的にこゝろの時世が落ちついてきたので、みんな掛けようという気になつたのか、あるいは保険料の税の都合の控除の限度を引き上げましたこと、こゝろいふふうになつたのか、おそれないけれども、その三つが一括になつて伸びたのだと思ひます。

次に、銀行の点でございしますが、これは私も大銀行で断られた連中が地方銀行に行くという傾向が多少出ておることは聞き及んでおります。と申しますのは、やはり金融引き締めと申しますと、どうしても大銀行といひますか、大企業に対する引き締め、これが一番ねらいでもございまして、また銀行としてもそれが一番引き締めの態勢に順応するゆゑんでございまして、相当引き締めておる、そうするとその連中が地方銀行等へ行くといふことはあると思ひます。地方銀行とい

しましては、この秋に相当そういう需要があるであらうというこゝろで、前もつて、あまりいいことではなかつたかもしれませんが、相当高利に流動性のある運賃をいたして、これに用意をしておりましたので、まあそれほどきつておりました。こゝろ、地方銀行に引き締めというこゝろは、地方銀行についてはもう少し大きなことと思ひます。なお相互銀行及び信用金庫につきましては、これは貸し付けが非常に伸びておられます。

○土田国太郎君 もう一つ、最後にお聞きしたいことは、今、日本の大方針として、輸出を奨励する、そして輸入を抑圧する、こゝろやつておるのであるが、そういうふうに輸入を抑圧し輸出を奨励してしまふと、この原料がそういうものに耐え得るだけのストックがあるのかどうかですか。ストックがないのに輸入を防止してしまふと、これはもう輸出もできませんし、国内消費もかなり節約してもできなくなつてしまふ。そういうことになると、結局物価は上る、こゝろいふ結果を招くのではないかと思ひますので、あれやこれやを考へまして、この調査と、それから金融引き締めの限度、これもどういふ程度までいったらばまあまあといふところ、多少の緩和方針に出るかどうか、といふことをお聞きしたいのです。私は何も別にゆるめろという意図で申し上げるのじゃないのですよ。先に目当てがなければ緩く張り合ひがないのですから、それでお伺ひするのです。

○政府委員(酒井俊彦君) なかなかむずかしい問題でございしますが、ただいまのところは、まだ輸入原材料にある程度余裕があると思ひます。これは私

の個人的意見になります。大体相当あるのじゃないかと思ひます。従いまして、国内の引き締めをやりまして、国内に充るよりは外国に輸出した方が得だ、そういう情勢を作つて参ります。こゝろ、輸出の原材料が足りなくなつたといふことになりまして、これはやはり、おつしやるように物価騰貴その他悪影響が参ります。しかしながら、現在のところは過去のストックでそれが間に合つておると思ひます。なおこれから輸出が伸びました場合に、じゃ現在程度の輸入でいいかどうかといふことになると、あるいは若干足りないのじゃないかといふことも言へると思ひます。こゝろいふ策をとりました場合に、結局どういふ状態になつたら、こゝろ合ひなのかといふことは、これはいろいろ御議論のあるところでありまして、私もなかなか研究してもむづかしいところなんでありまして、一応物価が安定——安定と申しますか、輸出商品等につきましては、海外の価格と競争力を持つといふところまで価格が下る。それからもう一つは、これはなかなか指標としてつかまえないにくいのですけれども、自然の均衡の下において、国内の自然の均衡、国際間のバランスの下において、しかも輸出入がちゃんとバランスできる、自然に均衡いたしまして方々に摩擦が起らないよゝうな状態、そういうところが金融引き締めの政策が成功したときだと思ひます。しからばそれをどういふふうにして判定するかといふ問題はなかなかむずかしい問題でございまして、私ども研究をしておりますけれども、それ以上上どういふ指標でどうするといふところ

までまだ至りませんが、そういう点、御勘弁願ひたいと思ひます。

○栗山真夫君 私は、たゞいま案件になつておる法案については、いづれ質疑が終つて態度をきめることになると思ひますが、僕個人は別に反対をしようとは思つていないのです。いらないのですが、ただ問題は、先ほど主税局長のお話の中にもありましたように、こゝろと五月になつて急に外貨の情勢が悪くなつた。もう全然にちもさつちもいかな見通しになつたので、あわてて考へた優等生の案がこれだ、こゝろいふ説明なんです。問題は、輸出輸入ともこれが国際収支のバランスを回復するといふ観点に立てば、どちらも慎重にしかも根本的に考へなければならぬ問題だと思つております。そこで、これはあなたにお伺ひするのはちよつと無理かと思ひますが、こゝろいふ構想が出てきた根本をちよつとお話願ひたいと思ひます。それは、そういう場合に国際収支が急に悪化したときに、輸入を抑制し輸出を振興するといふことについて、政府側で根本的ななしかも具体的な研究といふものが行われて、しかも結論的な施策といふものが定められているかどうか。そのきめられた施策のうちの一つがこれなんだ、そういうことであるのか、これオンリーなのであるか。そこを一つあなたが御承知であれば伺ひたい。

○政府委員(原純夫君) まことにこゝもつともなお尋ねで、私も安易に減免税に頼るといふことはよろしくないと常々思つておりますが、今回の措置につきましては、主管である通産当局におきまして、税だけの措置でなく、あらゆる面において努力をし、工

夫をしという態度でおられるのであります。詳細は他の当局からお答えいただいた方がいかと思ひますが、私の承知している限りを申し上げますれば、本件のほか、輸出の奨励につきましては、大体最近では十二、三億のペースで輸出振興費という予算経費が計上されております。これがいろいろな海外における見本市の補助、あるいはいろいろな旅商団というのですか、ある地点で固定するのでなく、機械その他を見せながら回って歩くというふうなこと、あるいは海外の市場動向を探るといふような意味で、いわゆるJETROの機能等を動員しまして、そういう面の、一般民間の会社では十分にいきかねると思はれる点を手当するといふようなことだとか、あるいはたびたび問題になります意匠の点で海外から非難されることのないように、意匠センターというふうなものを設けて、意匠のスクリーニングをやるというふうなことであるとか、いろいろこの十億あまりの金でやっておられるわけでありまして、こういう点につきましては、今後三十三年度予算におきましてもいろいろと措置が議論されることと思ひます。それから別途、たゞいまの一般会計予算の話でありまして、特別会計で輸出保険の制度がございますが、これについて条件の許す限り保険料率を下げるというふうなことを従来もやってきましたし、最近今般の総合対策の一環としてまたはつきり立証されるというふうなことを行なつたといふようなことがございます。それから第三には、輸出金融について、従来もであります、優遇を行うといふような線、それから次の問題は、い

ろいろ国内の経済状態にも非常に問題がおりますが、輸出クレジット、つまり延べ払い条件で売るといふような問題が近ごろだいたい出てきております。これらについても通産当局はできる限りそれをやりたい。これは一方で国内の金融状態を考えると、その間やはりインフレ的な影響が出るというふうなこともあって、無制限にはいきかねるわけでありまして、そういうふうなことにしても通産当局は気を配っておるようでありまして、大へん申し上げ方が足りないのでもありますが、私の承知しておる限りを申し上げますと、そういうわけでございます。

ろいろ国内の経済状態にも非常に問題がおりますが、輸出クレジット、つまり延べ払い条件で売るといふような問題が近ごろだいたい出てきております。これらについても通産当局はできる限りそれをやりたい。これは一方で国内の金融状態を考えると、その間やはりインフレ的な影響が出るというふうなこともあって、無制限にはいきかねるわけでありまして、そういうふうなことにしても通産当局は気を配っておるようでありまして、大へん申し上げ方が足りないのでもありますが、私の承知しておる限りを申し上げますと、そういうわけでございます。

ろいろ国内の経済状態にも非常に問題がおりますが、輸出クレジット、つまり延べ払い条件で売るといふような問題が近ごろだいたい出てきております。これらについても通産当局はできる限りそれをやりたい。これは一方で国内の金融状態を考えると、その間やはりインフレ的な影響が出るというふうなこともあって、無制限にはいきかねるわけでありまして、そういうふうなことにしても通産当局は気を配っておるようでありまして、大へん申し上げ方が足りないのでもありますが、私の承知しておる限りを申し上げますと、そういうわけでございます。

御質問の中にもありました原材料のストックの問題もありませんから、どの程度に抑制したいかという数量的なこともあるでしょうが、もつと根本的な問題で、私は輸出問題については二、三点政府の所信をたださなければならぬことがあるわけなんです。これは輸出の問題については、これこそほんとうに一、二の減税措置とか保険措置のようないわば火事どろ的な政策でなくて、根本的な問題を私はやはり政府は具体化しなければならぬ問題があると思つておるのです。そういう点について通産大臣の出席を求めて私は少しだけおきたいと思つておるのです。ですから、きょうは大蔵省の主税局長のお見えになっておるわけですし、白井次官とお二人お見えになっておられますが、通産大臣、それから経済企画庁あるいは大蔵省に共通する問題です。特に通産省に關係する問題でありますから、明日でもけっこうでございますので、大臣の出席を求めて、しばらく私に時間を与えていただきたい。このことを委員長にお願いをいたします。きょうは私の発言をこれでとどめますが、お取り計らいをお願いいたします。

御質問の中にもありました原材料のストックの問題もありませんから、どの程度に抑制したいかという数量的なこともあるでしょうが、もつと根本的な問題で、私は輸出問題については二、三点政府の所信をたださなければならぬことがあるわけなんです。これは輸出の問題については、これこそほんとうに一、二の減税措置とか保険措置のようないわば火事どろ的な政策でなくて、根本的な問題を私はやはり政府は具体化しなければならぬ問題があると思つておるのです。そういう点について通産大臣の出席を求めて私は少しだけおきたいと思つておるのです。ですから、きょうは大蔵省の主税局長のお見えになっておるわけですし、白井次官とお二人お見えになっておられますが、通産大臣、それから経済企画庁あるいは大蔵省に共通する問題です。特に通産省に關係する問題でありますから、明日でもけっこうでございますので、大臣の出席を求めて、しばらく私に時間を与えていただきたい。このことを委員長にお願いをいたします。きょうは私の発言をこれでとどめますが、お取り計らいをお願いいたします。

一つは国民貯蓄組合法の一部改正、これを一つの法律案にまとめた理由は何かでしょうか。私の理解するところでは、租税特別措置といふことでは、まあ性格は同じなんです。これを一つに含めて提案をされた理由が何かあるのか、あるのだからかといふことなんです。それは前の国会でも、やはり租税特別措置法が提案をせられて、同時に国民貯蓄組合法の一部改正の法律案も提出をされました。そのときは二つにしてあるのです。国民貯蓄組合法の一部改正は、元本の限度額を二十万円にするという法律案でありまして、ちよつと全く今回提出をされたのと同じ内容の法律案であります。このときには、国民貯蓄組合法の一部改正は別に提案をされて、租税特別措置法は、大きな改正もありましたけれども、別個に提出をされた。この間二つに分けて提出され、今度は一緒に提出されるというところは、どうも法律案提出の形式に何か変なものを感ずるわけですが、どうも理由がどうも。

一つは国民貯蓄組合法の一部改正、これを一つの法律案にまとめた理由は何かでしょうか。私の理解するところでは、租税特別措置といふことでは、まあ性格は同じなんです。これを一つに含めて提案をされた理由が何かあるのか、あるのだからかといふことなんです。それは前の国会でも、やはり租税特別措置法が提案をせられて、同時に国民貯蓄組合法の一部改正の法律案も提出をされました。そのときは二つにしてあるのです。国民貯蓄組合法の一部改正は、元本の限度額を二十万円にするという法律案でありまして、ちよつと全く今回提出をされたのと同じ内容の法律案であります。このときには、国民貯蓄組合法の一部改正は別に提案をされて、租税特別措置法は、大きな改正もありましたけれども、別個に提出をされた。この間二つに分けて提出され、今度は一緒に提出されるというところは、どうも法律案提出の形式に何か変なものを感ずるわけですが、どうも理由がどうも。

緒に法案としてお出ししたわけであり
ます。なお、御指摘の、二十万円に上
げましたときの法律、そのときは、特
別措置の方は御案内の通り全文改正を
いたしまして、全部ふるべきものは
ふる、延ばすべきものは延ばすとい
うことで、やり直したわけでありま
す。非常に膨大な法案になったとい
うようなことで、そういうようなことか
ら、それに第一条を特別措置法の全文
改正でやって、第二条を貯蓄組合法と
いうのでは、いかにも、つきが悪いと
いうようなこと。それと、今度のよう
に二つの項目の近似性は、はるかに少
いということからであります。なお三
十年、三十一年のころにつきまして
は、特別措置法の中の改正がごく部分
的なものであり、そして、それに付帯
してどれかをつけるというようなこと
をいたした例はございます。お気持ち
御趣旨はわかりますので、私ども常々
そこは気をつけなければならぬと思っ
ておりますが、今回程度に、近似性と
いいますか、同じ方向に向いたことで
あれば、御承認いただけるのじやなか
らうかと思つて、実は一緒にしたので
ございます。

提出の技術の面から見ますと、何か常
に交っているんですね。私は、こうい
う点は、やはり一緒になったから、ど
うの、離れたらどうのというふうには
国民は理解するものではない。純技術
的なものとして理解しておるわけで
す。一般国民に説明をするときに、財
政演説でも何でもおやりになればい
い。法律案の形式としては、こういう
点は、やはり前にも大蔵委員会で指摘
されたことがありましたけれども、
また同じことを繰り返されておつて、
ちつとも反省の裏があがっていないの
です。あなたにこれ以上申し上げるこ
とは法制局担当ではないから無理かも
しれませんけれども、どうも理解がで
きないので、あなたの答弁も大へん苦
しい。まことに遺憾なことだといふこ
とを申し上げておきます。

それから、こまかいことですけれど
も、もう一つ、提案理由の説明の中
に、国民貯蓄組合法の一部改正のこ
ろで、国民貯蓄組合のあつせんによる
預貯金で、その利子または利益につ
いて所得税を課さないこととしており
ます、というふうな字句がありますけ
ども、利子というのにはわかつたので
ありますが、利益というのにならませ
しうか。

○平林剛君 わかりました。なお今、
他の同僚議員からも通産大臣の要求が
ありましたし、それから、この法案は、
結局根本的には政府の積極財政の失敗
によつて国際収支を改善する必要に迫
られ、その窮余の一策として考えら
れたものであります。逆の言葉で言え
ば、政府の施策の失敗によつて、国民
は今回二十四億円の損失をすることに
なるわけです。二十四億円を国民は政
府の失敗にかつて負担をしなければ
ならぬということになるわけで、やは
り大蔵大臣あたりに一度来てもらつ
て、この点をたゞさなければならませ
んから、私はまたそのときに発言する
ことにして、きよりは質問はこの程度
にとどめておきます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御質疑が
なければ、本案の質疑は一応この程度
に本日とはとどめておきます。

○委員長(豊田雅孝君) 次に設備等輸
出為替損失補償法の一部を改正する法
律案を議題といたしまして、質疑を行
います。別に御質疑がなければ、
本案の質疑も本日は一応この程度にと
どめます。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、福島県
に国立たばこ試験場設置の請願はか五
件の請願を審査いたします。

午後三時七分速記中止
速記を止めて下さい。

午後三時三十分速記開始
○委員長(豊田雅孝君) 速記開始。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十八分散会

十一月七日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、昭和三十三年の年末の賞与等に
対する所得税の臨時特例に関する
法律案

昭和三十三年の年末の賞与等に
対する所得税の臨時特例に関す
る法律

1 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)第一条第一項の規定に
該当する個人が昭和三十三年十二
月一日から同月三十一日までの間
に同法の施行地において給与の支
払をなす者(当該個人が同法第三
十九条第一項又は第二項の規定に
より昭和三十三年中に支払を受け
る給与につき提出した申告書の経
由先たる給与の支払者をいう。以
下同じ)から支払を受ける昭和三十
三年の年末賞与及び年末賞与の
性質を有する給与(以下これを
「年末の賞与」と総称する)の金額
の合計額が五千円以上である場合
においては、当該年末の賞与につ
いては、五千円を限り、所得税を
課さない。

2 前項に規定する個人が支払を受
ける年末の賞与の金額の合計額が
五千円に満たない場合において
は、その年末の賞与につき所得税
を課さないほか、当該個人が昭和
三十三年十二月一日から同月三十
一日までの間に所得税法の施行地
において給与の支払をなす者から
支払を受ける昭和三十三年の俸給
(歳費を含む)、給料及び賃金並
びにこれらの性質を有する給与
(以下これを「俸給等」と総称す
る)についても、五千円と当該年
末の賞与の金額の合計額との差額
(当該俸給等の金額が当該差額に

昭和三十一年十一月十四日印刷

昭和三十一年十一月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局